

花巻市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の行政評価の客観性と透明性の向上を図るため、花巻市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)市が実施した行政評価の結果について評価すること。
- (2)行政評価の改善について市長に提言すること。
- (3)その他行政評価に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)公共的団体等から推薦された者
- (2)学識経験を有する者
- (3)公募による者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に部会を設ける。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が委員の意見を聴いて指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年7月26日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度において委嘱する委員の任期については、第3条第3項の規定に関わらず、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。